

## 陽圧缶入りミルク添加低酸性飲料の製造認可に関する事項についての運用基準

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会  
一般社団法人全国清涼飲料連合会  
2024（令和6）年7月1日制定

陽圧缶入りミルク添加低酸性飲料の製造認可に関する事項（2024（令和6）年7月1日改訂、以下認可条件とする）の運用においては以下の事項に留意すること。

1. 認可条件②に規定する「仕様等に大きな変更があった場合」とは下記のことを指すものとする。
  - 1) 内圧検査方法が異なる（出荷前検査を含む）製品
  - 2) 容器（ふたを含む）製造会社が異なる製品
  - 3) 容器（ふたを含む）の材質が異なる製品（例：アルミ→スチール）
  - 4) 密封方式が異なる製品（二重巻締もしくはキャッピング）
  - 5) 密封に関する管理因子が異なる製品
  - 6) 熱伝達速度に影響を及ぼす程度に物性が大きく変更
  - 7) ボツリヌス菌の耐熱性及び殺菌条件に影響を及ぼす程度に使用原材料が変更※ 商品名や原料配合割合等が異なる場合でも、上記に該当しない場合は先に初期流動管理を実施した製品と同一製品と取り扱って差し支えない。
2. 認可条件③に規定する「仕様等に大きな変更があった場合以外の変更」とは下記のことを指すものとする。
  - 1) 容器の仕様のうち密封性に関する部分の変更
  - 2) 容器の密封管理基準もしくは管理値が変更
  - 3) 密封装置の交換、改修等により仕様の変更
  - 4) 内圧検査装置の交換、改修等により仕様の変更※ 変更の内容および密封性に与える影響の程度を評価し、密封性の安全性が十分に検証可能な方法および検査頻度を設定すること。  
※ 容器の仕様、密封管理基準および管理値等に関しては、「仕様等に大きな変更があった場合以外の変更」に該当するかについて製缶会社と十分協議し判断すること。
3. 認可条件④に規定する「二重巻締」にはボトル缶のキャッピングによる密封を含むものとする。なおキャッピングの密封管理にあたる者は④に規定する有資格者であって、かつ一般社団法人全国清涼飲料連合会が募集する「ボトル缶キャッピング技能セミナー」における資格取得者とする。
4. 認可条件⑥については一般社団法人全国清涼飲料連合会が実施主体とするが、当該製品の製造もしくは販売事業者が全国清涼飲料連合会の非会員企業でかつ日本缶詰びん詰レトルト食品協会の会員企業である場合は日本缶詰びん詰レトルト食品協会が、両団体とも非会員の企業である場合は両者が連携して、当該企業に対し認可条件の周知徹底を図るものとする。